

第1条（契約の目的）

事業者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の14日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（身元引受人）

- 1、事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
なお、利用者代理人は身元引受人を兼ねることができます。
- 2、身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する責務について連帯責務者になると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と

協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。ただし、身元引受人が負う債務は、家賃の24か月分を極度額とし、身元引受人はこの範囲内で債務を履行する責任を負うものとします。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷、他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと

第5条（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1、事業者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境をふまえて、利用者及び利用者代理と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

2、事業者は介護計画作成後においても、その実施状況把握を行い、必要に応じて介護計画

の変更をします。

3、利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の変更するよう申し出ること

ができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないときに及び利用者又は利用

者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更をおこ

ないます。

4、事業者は介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び

利用者代理人に対し内容を説明します。

第6条（サービス内容及びその提供）

1、事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号のサービスを

提供します。

① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただしこれらのサービスは

内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。

ア、入浴、排泄、食事、着替え等の介護

イ、日常生活上のお世話

ウ、日常生活のなかでの機能訓練

エ、相談、援助

② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

2、事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も、すみやかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を利用者代理人に報告します。

3、事業者は、保険医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（医療上の必要への対応）

1、事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または、事業者の協力機関において必要な治療等が受けられるように支援します。

2、事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院が受けられるよう支援します。

3、供給体制の確保並びに夜間における救急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条（利用料等の支払）

- 1、利用者又は利用者代理人は事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける側の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」という）
- 2、事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護サービスに適した費用について、利用者に代わって介護サービス費として保険者より支払いを受けます。

（以下「法定代理受理サービス」という）
- 3、事業者は利用者又は利用者代理人に対し、毎月10日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
- 4、利用者又は利用者代理人は事業者から利用料等の請求を受けたとき、事業者は利用者又は利用者代理人に対し、領収書を発行いたします。
- 5、事業者は利用者又は利用者代理人が正当な理由無く利用料その他自己の支払うべき費用の滞納等事業者が必要と認めた場合、通帳・カード類の事業所への預かりを求める場合があります。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときには、利用料が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対してサービスの提供証明書を交付します。また、サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び利用代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重されプライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて十分な情報が提供され、個人に自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるように配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること

- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家または第三者機関の支援を受けること

第11条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと、ただし利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者または協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示しそれによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村ならびに介護保険法その他省令に基づくグループホームへの立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

第 1 2 条（造作・模様替え等の制限）

- 1、利用者及び利用者代理人は、居室の造作・模様替えをするときは、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その他造作・模様替えに要した費用および契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2、利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3、利用者及び利用者代理人は居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 1 3 条（居室の明渡し及び修繕）

- 1、本物件の明渡し時においては、利用者及び利用者代理人は、居室に利用者及び利用者代理人が設置した造作・設備等を撤去し、居室の変更箇所及び居室に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、引き渡し当初の原状に回復しなければならない。
- 2、本契約の終了時に居室内に残置された利用者及び利用者代理人の所有物がある場合、利用者及び利用者代理人はその所有権を放棄し、事業者がこれを処分しても異議、申し立てをしない。事業者は、処分に要した費用を利用者及び利用者代理人に請求することができる。

第14条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約を終了します。

- ① 要支援、要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は利用者代理人が第 14 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ④ 事業者が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 入院期間が 3 ヶ月以上となった場合は原則として退居となります。但し、3 ヶ

月以内に退院する事が明らかに見込まれるときには、利用者又はご家族様と相談し、やむを得ない事情がある場合を除き、再び事業所に円滑に入居する事が出来るよう調整致します。

第15条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも14日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

第16条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者、事業者、サービス従業者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第 17 条（退居時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業所またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等・退居後の居室清

掃にかかる費用の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第18条（損害賠償）

- 1、事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2、事業者は万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。
- 3、利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第19条（秘密保持）

- 1、事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び、契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2、あらかじめ文書により利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかか

わらず、一定の条件の下で情報の提供をすることができます。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を二通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は記名押印の上、各自その一通を保有します。

令和 年 月 日

利用者

〈住 所〉_____

〈氏 名〉_____ ㊞

・本人自署 ・身元引受人代筆

身元引受人兼連帯保証人（利用者代理人）

〈住 所〉_____

〈氏 名〉_____ ㊞

〈本人との関係〉_____

事業者

（所在地） 福島県石川郡石川町大字双里字神主 46-1

（名 称） (株)森のくまさん グループホーム森のくまさん石川

（代表者） ㊞